

平成31年度滋賀県農地中間管理機構の活動方針

1. 基本方針

農地中間管理機構は、県や農業委員会ネットワーク機構、市町、市町農業委員会、J A、県農業協同組合中央会等の関係機関、団体との連携強化を図り、本県の特徴である集落営農法人等の担い手育成を進めるとともに、担い手間の農地の交換や出し手農家の掘り起こし等を行うことにより、農地利用の最適化の推進を行うものとする。

また、今回の農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部改正に合わせて、農地中間管理事業に係る手続きの簡素化を進めるとともに、人・農地プランの実質化や農地利用集積円滑化事業との統合一体化に向けた取組と協力、連携することにより、農地利用の効率化及び高度化のより一層の促進を図り、力強い本県農業の実現を目指すものとする。

2. 目標面積

平成31年度中に農地中間管理機構が転貸する農用地等の面積：900ha

(参考) 担い手への集積目標面積：2,340ha/年

3. 農地の集積・集約化の主な推進方策

(1) 事業推進の取組

ア 重点実施区域の拡充

農地の流動化を進めようとする機運が高い地域にあっては、地元の意向等を十分把握したうえで重点実施区域に設定し、農地整備事業を積極的に活用する等により関係機関とともに連携して農地利用の最適化を促進する。

イ 人・農地プランとの一体的推進

農地利用の最適化には人・農地プランの取りまとめが有効であることから、市町が進める人・農地プランの実質化の取組に積極的に協力する。

ウ 農地中間管理事業に係る手続きの簡素化

農地中間管理事業の推進に関する法律の一部改正により、農用地利用配分計画によらない貸付け方法への転換を図る等事務手続きの簡素化を進める。

この他、借受申込み方法等の見直しを行い農家の利便性を高める。

(2) 関係機関との連携強化

ア 各地域窓口における連携

- ・ 県内6か所に地域窓口を設置。内5か所は県農業農村振興事務所に、残る1か所は農業協同組合に設置し、県や市町、J A等が進める諸施策との連携を図りながら地域の実情に応じた農地利用の最適化を進める。
- ・ また、機構地域窓口の参与である県の各農業農村振興事務所農産普及課長の協

力のもと、担い手育成を進める普及指導活動と連携した活動を推進する。

イ 県、市町、J A等関係機関との連携

- ・農業・農村の活性化に向けた地域の取組を推進するため、県の各農業農村振興事務所に設置されている「地域農業活性化推進チーム」に地域マネージャーが参画し、県との連携を図ることにより、より一層の担い手への農地の集積・集約化を進める。
- ・各市町の農業委員、農地利用最適化推進委員と情報共有を図ることにより、農地利用の最適化をより一層進めるものとする。
- ・農地中間管理事業に係る業務の一部を市町、J Aに委託することで、経験豊富で地域の農地や担い手に詳しい市町、J A担当職員の協力のもと、円滑な事業運営と推進を図り農地利用の最適化を進める。

【その他、機構と関係機関との望ましい役割分担のあり方を別紙に記載】

(3) 広報・啓発活動

- ・関係機関・団体の協力のもと以下の取組を進めることにより、集落や地域に対して農地中間管理事業および農地利用の最適化の必要性について周知、啓発し、農地中間管理事業を活用した農地流動化を推進する。

ア 人・農地プランの実質化の取組に併せた啓発

イ 広報媒体等を活用したPR

ウ 説明会・研修会の開催、対応

エ 農地中間管理事業を活用したモデル取組の横展開

(4) 農地整備事業との連携強化

担い手への農地集積の機運が高く、農地の条件整備を行うことで更に集積・集約化が見込める地域にあつては、農地耕作条件改善事業など各種農地整備事業の取組とともに農地中間管理事業が上手く活用されるよう、県や市町と十分調整を図りながら地元土地改良区等への働きかけに努めるものとする。

別紙

農地中間管理機構事業の推進における関係機関との 望ましい役割分担について

1. 県域における連携体制

○県

①農業・農村活性化サポートセンターの運営

- ・農地中間管理事業、農地整備事業および担い手育成の担当係等で構成するサポートセンターを運営し、各農業農村振興事務所に設置されている地域農業活性化推進チームによる推進活動を指導支援する。

○農業委員会ネットワーク機構

①市町農業委員会事務局等の取組支援

- ・農地利用の最適化を進める農業委員会事務局や農業委員、農地利用最適化推進委員に対して指導・支援を行う。

②担い手への周知

- ・農業法人協会や稲作経営者会議など、担い手が参集する会議や研修会の機会をとらえ、担い手に対する農地中間管理事業の周知等を行う。

○土地改良事業団体連合会

①土地改良区に対する普及啓発等における連携

- ・農地整備事業の実施区域（予定を含む）において、農地中間管理事業を活用した農地の集積・集約化が円滑に進むよう、機構と連携し啓発・支援を行う。

2. 地域における連携体制

○県

①地域農業活性化推進チームによる事業推進

- ・各農業農村振興事務所に、農地中間管理事業、農地整備事業および担い手育成の担当者等で構成する地域農業活性化推進チームを設置し、市町域に置かれた「戦略会議」（市町、J A、農業委員会事務局、土地改良区、機構地域窓口等で構成）と連携して農地中間管理事業を推進する。
- ・地域における農地集積・集約化に向けた話し合いの場に参画し、農地中間管理事業の周知や取組に向けての啓発を行う。
特に、集落営農組織の法人化や農地整備に取り組む機運の高い地域に対しては、農地中間管理事業を一体的に取り組まれるよう関係機関と連携し指導・支援を行う。

○市町

①関係機関と連携した事業の推進

- ・担い手育成や農地の集積・集約化が課題となっている地域に対し、関係機関と連携し農地中間管理事業の活用を働きかける。

②人・農地プランの実質化の取組と連携した事業推進

- ・人・農地プランの実質化を推進し、地域が将来の担い手像や農地利用のあり方を明確にするなかで、農地中間管理事業が有効活用されるよう支援する。

③農地中間管理事業の実施への協力

- ・機構からの委託により、農地中間管理事業の周知・啓発、受付、権利関係の確認を行うほか、農地利用図の作成や借受希望者選定に係る優先順位案の作成等についても協力する。
- ・重点実施区域における農地の集積・集約化の取組が着実に進むよう、指導支援する。

○J A

①関係機関と連携した事業推進

- ・担い手育成や農地の集積・集約化が課題となっている地域に対し、関係機関と連携し農地中間管理事業の活用を働きかける。

②農地中間管理事業実施への協力

- ・機構からの委託により、農地中間管理事業の周知・啓発、受付等を行うほか、農地利用図の作成や借受希望者選定に係る優先順位案の作成等について協力する。

③農地利用集積円滑化事業と農地中間管理事業の統合一体化

- ・農地利用集積円滑化事業と農地中間管理事業の統合一体化に向け、農家への適切な指導・支援を行う。

○農業委員会

①担い手への農地の集積、集約化の取組推進

- ・市町が進める人・農地プランの実質化の取組を推進するため、農業委員、農地利用最適化推進委員の協議の場への出席等必要な協力を行う。
- ・機構が有する受け手農家等の情報の共有を進める。

○土地改良区

①農地中間管理事業と連携した農地整備事業の推進

- ・担い手への農地の集積・集約化に向けた取組と連動した農地整備事業に取り組もうとする地域のニーズを把握し、必要に応じて事業計画の策定等技術支援を行う。
- ・換地処分を伴う集積・集約化を進める場合、農地中間管理事業を円滑に進めるため、機構との情報共有を図るなど連携・調整に努めるものとする。